

高教組速報

第18号
(全教職員配布)

2011年11月14日

文責 馬場 隆

長崎高教組 長崎市中川2丁目2-5 TEL(095)827-5882

◇2011確定交渉第2回交渉(11/11)◇

人事委勧告をたてに 月例給引き下げ 自宅住居手当廃止

現給保障の段階的廃止等を県教委が提案

県下の高校・障害児学校の教職員の、今年度の賃金をはじめとする労働条件を確定するための県教委交渉(確定交渉)の第2回交渉は、11月11日に行われ、高教組から平井委員長他7人が、県教委から渡辺教育長他7人が参加しました。

教育長「心苦しい」と言いながら賃下げや現給保障廃止を提案

交渉の冒頭、第1回交渉(11/4)で「時間を貸してほしい」としていた賃金改定の問題について、教育長から回答がありました。教育長は「教職員の生活を考えれば厳しい取扱いで、私としても大変心苦しい思い」と言いながら、人事委員会勧告を理由にして、月例給の引き下げ、自宅にかかる住居手当の廃止、現給保障の廃止などを提案しました。

3年連続となる月例給の引き下げは、行政職については国と同じ給料表、教育職については全国人事委員会連合会が出しているモデル給料表を適用し、40代以上の教職員に該当する号給で月300円～2000円

の引き下げとされています。自宅の住居手当(月1800円)の廃止と合わせて、行政職の平均で3万3千円の年収減となります。

現給保障は減額上限を2万円とし来年度から3年間で廃止と提案

現給保障廃止についての提案は、2012年4月から保障額を半減(ただし、減額の上限は2万円)、13年4月からは「保障額-4万円」の金額だけ支給、14年4月には全廃となっています。これは、国家公務員についての人事院勧告が2年間で廃止しているところを1年伸ばしてはいるものの、減額の上限については、国の1万円に対して2万円に引き上げているので、保障額が2～5万円の教職員には国よりも大きな減額を強いることとなります。

- 現給保障を受けている人は、給料明細の「給料」が1円の桁までである人です。
- 現給保障の額の確認のしかたは、高教組速報10号の裏面にあります。
- 高教組速報10号は長崎高教組のホームページの「ニュース」の項で見ることができます。

現給保障廃止の理由を「人事委が勧告したから」としか言えない県教委

現給保障については、第1回交渉で、新給料表が2006年3月の給料に追いつくまで支給するとしてきていたことを県教委も認めています。高教組は、「それを途中で廃止するというのは約束違反であり、相当な理由がなければ提案できないはずだ」として、県教委に廃止が必要な理由を説明することを求めました。これに対して県教委は「現給保障を行ったのも人事委員会の勧告に沿ったものであり、今回、人事委員会から廃止の勧告が出たため」と回答しました。高教組は、人事委員会や人事院が示している廃止の理由も、到底納得できるものではないことを指摘しましたが、県教委は「人事委員会が勧告したもの」と繰り返すだけで、「廃止が必要」とする理由を具体的に説明することはできませんでした。そこで高教組は、そんな説明では到底受け入れられないとして、廃止について交渉すると

いうのなら、確定交渉と切り離して、時間をかけて交渉することを要求しました。

県教委は、人事委員会の勧告をたてに廃止の提案を行っていますが、その勧告は、本県の場合、現給保障の対象者数も保障額も国より大きいことを指摘して、「本県の実情を踏まえた段階的な減額措置」が適当としているのですから、国より減額幅が大きくなる職員が増える県教委の提案は、人事委員会勧告の趣旨にも反していると言わなければなりません。

国家公務員の賃下げ法案との関係は？

政府は国家公務員の賃金を平均7.8%引き下げる法案を通そうとしていますが、今回の交渉で県教委は、人事委員会勧告どおりの賃金改定を提案していますから、確定交渉の結果として、賃下げ法案と同様の賃下げが行われることはありません。

◆現給保障の段階的廃止についての県教委案と人事院勧告(国の場合)の違い(イメージ)

<県教委案>

<人事院勧告>

①現給保障額が3万円で現在45万円支給されている場合

現行	<input type="text" value="3万円"/>	45万円	<input type="text" value="3万円"/>	45万円
2012年度	<input type="text" value="1.5万円"/>	43万5千円	<input type="text" value="2万円"/>	44万円
2013年度	<input type="text" value=""/>	42万円	<input type="text" value=""/>	42万円

②現給保障額が5万円で現在47万円支給されている場合

現行	<input type="text" value="5万円"/>	47万円	<input type="text" value="5万円"/>	47万円
2012年度	<input type="text" value="3万円"/>	45万円	<input type="text" value="4万円"/>	46万円
2013年度	<input type="text" value="1万円"/>	43万円	<input type="text" value=""/>	42万円

教職員の労働条件の改善は交渉で決まります あなたも高教組へ